

織工房のご利用について

■利用区分、時間および利用料金表 ※利用開始前までに利用料金を全額納入してください。

利用区分	時間	個人料金	専用料金
昼 間	10：00～16：00	300 円	3,300 円
└昼間の後延長(1h)	16：00～17：00	+60 円	+660 円
┐夜間の前延長(1h)	16：00～17：00	+60 円	+660 円
夜 間	17：00～23：00	300 円	3,300 円
昼 夜 間	10：00～23：00	350 円	4,300 円

- ・個人料金 … 個人で利用する場合。【定員 16 名】
- ・専用料金 … 工房貸切で利用する場合。
※専用利用は定員に制限はありませんが、緊急時に備え、代表者の方は利用者の人数・氏名・連絡先を把握のうえ、利用申し込みをお願いします。

■予約・支払について

- ・電話またはクラフト工房窓口にて利用日の 2 か月前の同日から承ります。原則、申請者ご本人からのご連絡をもって予約を受付けます。

[クラフト工房 TEL 011-592-4122 (電話・窓口受付時間 9:45～17:00)]

- ・窓口受付時間（貸工房予約、変更、取消、支払）は 9:45 から 17:00 までです。
17:00 以降は受付できませんのでご注意ください。
- ・空き状況は札幌芸術の森ホームページにて照会できます。
- ・新規予約の場合は、作業可能な内容及び材料かどうか工房職員が聞き取りを行います。
- ・2 か月先の同日以降も連続して利用希望の場合、都度利用希望日の 2 か月前の同日に予約をお願いします。
- ・連続して利用可能な期間は、原則として 1 週間までです。
- ・休館日は下記のとおりです。
4 月 29 日 ～11 月 3 日の毎月第 1・第 3 月曜日（祝日の場合はその翌平日）
11 月 4 日 ～4 月 28 日の毎週月曜日（祝日の場合はその翌平日）
12 月 29 日～1 月 3 日
財団主催事業等の開催日、または準備日（日程についてはお問い合わせください）
- ・予約後、利用開始前までにクラフト工房窓口にて利用料金をお支払いください。窓口では、「使用承認申請書」に署名が必要です。受付後、領収印を押した「使用承認書」をお渡ししますので、工房利用の際は「使用承認書」を工芸館染織工房受付の職員にご提示ください。

■変更・取消について

区分の延長申請は利用当日 16:00 までです。

変 更

利用料金を事前納入後、利用日の 30 日前までに予約内容を変更し追加料金が生じた場合は、差額をお支払いいただきます。また、差し引き剰余が生じた場合は、差額の 5 割を返金いたします。なお、1 時間延長から昼夜間区分への変更はできません。

取 消

利用料金を事前納入後、利用日の30日前までに手続きされた場合は、利用料金の5割を返金いたします。30日を過ぎている場合は全額を取消手数料として徴収いたします。

※利用を取消する場合は速やかにご連絡ください。

※事前連絡なしに 17:00 まで利用受付がなされない場合は予約取消とさせていただきます。

■ご利用にあたって

- ・ご自身で制作ができる織経験者向けの貸工房です。制作の指導は行っておりません。また、制作目的以外の工房利用はご遠慮ください。
※未経験の方は、クラフト工房で主催している講習会をご利用ください。
- ・工房を初めて予約する場合、夜間利用はできません。2 回目のご予約以降で工房職員と退室の手順を確認された利用者のみ夜間利用が可能となります。
- ・18 歳未満の方を含む利用の場合は、保護者同伴の上、専用利用にてお願いいたします。
- ・使用承認を受けた方以外は入室できません。工房利用を目的とする見学はご相談ください。
- ・事故防止および安全確保のため、職員が助言や補助をさせていただくことがありますので、工房利用中は職員の指示に従ってください。
- ・著作権・意匠権を侵害する恐れのある制作は使用承認を取り消す場合があります。
- ・機械や道具等で怪我をされた際は、速やかに職員にお申し出ください。
- ・持参した物品の汚損、破損、紛失については当方で一切の責任を負いません。
- ・工房内での物品販売や、料金を徴収して講習会を開催するなどの営業行為はできません。
- ・工房内に私物は保管できません。なお、無断で私物を放置された場合は処分させていただくことがあります。
- ・織機に糸をかけたまま翌日以降も使用したい場合は、作業が完了されるまでの期間、連続でのご予約をお願いいたします。
- ・**工房内の設備、備品につきましては、工房職員が清掃・管理に細心の注意を払っていますが、ご利用になる際には設備の使用の仕方、備品の状態(汚れや破損等)を十分にご確認のうえご利用ください。**なお、当工房は共同でご利用いただく施設です。ご利用中は他の利用者とお互いに配慮ください。
- ・工房の利用時間には、準備・清掃・原状回復・搬出入等の時間が含まれます。
- ・工房の夜間利用(17:00~23:00)については、緊急時に備え園内の緊急連絡先や避難経路を事前にご確認ください。
- ・作業終了後は、利用時間内に貸出道具や作業台・織機等の清掃を行い、使用した備品を作業台の上に置いてください。職員が立ち会って、「チェックリスト」を用いた貸出備品の返却点検を行います。夜間利用等で職員が不在の場合は、貸出備品と「チェックリスト」を作業台の上においてください。翌朝点検いたします。連続利用の場合は最終日に点検いたします。
- ・17:00 以降に工房を利用する方には鍵をお渡しします。作業や清掃が終わりましたら警備員室(内線 250)に連絡し、織工房ドアと 2 階出口の 2 箇所を施錠して、芸術の森入口の門衛所に鍵を返却してから、退園してください。
- ・繰り返し違反や他のお客様へのご迷惑が認められた場合は、工房のご利用をお断りいたします。札幌芸術の森工房等使用約款を確認・了承の上、ルールを守り、安全を最優先してご利用ください。

■専用利用にあたって

- ・申請者と責任者を明示していただきます。申請者とは団体の代表者であり、利用料金の支払いだけでなく、備品等の破損や紛失、事故等が生じた際の利用における一義的な責任を負う方です。責任者は、一般的には申請者と同じですが、申請者が不在の場合の申請者の代務者および現場の責任者であり、利用時の窓口となる方です。
- ・工房での作業開始は、利用料金をお支払いいただいてからです。作業開始に際しては使用承認書をご提示いただきます。申請者、もしくは責任者による料金支払前の他のメンバーの作業はできません。
- ・備付物件利用については、団体もしくはグループへの使用承認です。複数のメンバーが利用希望の際は、グループ内で利用調整を行っていただくようお願いいたします。

■車で来園される方について

- ・駐車料金がかかります。(普通車:500円、大型車:1,200円、6枚綴り回数券:1,500円)
- ・織工房への搬出入に伴う工芸館裏への車両の乗り入れは、最徐行とし、歩行者及び他の車両に十分ご注意ください。
- ・荷物を搬出入する場合、作業終了後速やかに駐車場に移動してください。
- ・16:45以降に工芸館裏に駐車する場合は、当日の領収印が押された駐車場半券を職員に提示し、臨時駐車許可証を受領して車のダッシュボードに提示してください。
- ・自転車での園内への乗り入れはできません。所定の駐輪場にお停めください。

■利用時間について

09:45～	工芸館工房開館。材料等の搬入やクラフト工房にて利用受付が可能です。
10:00～16:00	昼間区分開始。昼間区分利用の方は16:00までに片付け・清掃および原状回復・搬出等を済ませて退出してください。昼区分から昼夜間区分へ変更される方は、16:00までにクラフト工房窓口にて受付をしてください。昼夜間区分利用の方は16:00以降も継続して作業可能です。
～17:00	夜間区分のみ利用の方は、クラフト工房窓口にて17:00までに利用手続きを済ませてください。夜間区分のみ利用の方の搬入は16:45からです。
17:00～23:00	夜間区分開始。片付け・清掃・原状回復・搬出・施錠等を完了し、門衛所に鍵と臨時駐車許可証を23:00までに返却のうえ退園ください。

■材料・道具について

- ・糸などの材料、はさみ、メジャー、くた、とじ針、筆記用具、定規、櫛、ヒモ等をご持参ください。
- ・個人利用の場合、織機・紡毛機は1台ずつの利用となります。
- ・ハンドカーターに残った原毛はきれいに取り除く等、備品は原状回復をしてお返してください。
- ・織機・紡毛機の利用後は埃や糸くずをハンドモップで取り払い、床を掃ってください。
- ・シャトル、板杼、竹管、箆通し、綜統通し、木枠等の織工房の備品は持ち帰らないでください。
- ・織工房で染工房の備品を利用することはできません。染工房の備品を利用したい場合は染工房の

利用申請を行い、染工房で利用してください。

- ・ 工房内の備品を破損・汚損・紛失した場合は速やかに職員にご連絡ください。弁償していただく場合があります。

■貸出備品について

有料備品	
備品名 (1 台 200 円)	数
フィンランド製織機 (12 枚綜統、織巾 150cm)	1
フィンランド製織機 (8 枚綜統、織巾 120cm)	1
フィンランド製織機 (8 枚綜統、織巾 100cm)	1
フィンランド製たて機 (織巾 100cm)	2

無料備品			
備品名	数	備品名	数
ろくろ式織機 (織巾 65cm)	2	かせ上げ	2
柳式織機 (織巾 53cm)	2	玉巻き機	4
スプリング織機 (織巾 53cm)	16	玉巻きアンブレラ	4
紡毛機	10	木杵	10
整経台	4	箆通し	16
座繰り	4	綜統通し	16
かせ繰り	4	板杼 (30cm・40cm・50cm)	各 20

■大型織機利用にあたって

- ・ 織り方に合わせてご自身でタイアップを変更して使用してください。変更を職員にお知らせいただき、使用後は使用前の状態にお戻しく下さい。
- ・ 織機を移動した場合も、元の位置にお戻しく下さい。
- ・ 工房内の道具等は使用后、作業台の上に置いてください。
- ・ 綜統を外すときは縛ってから外してください。綜統を綜統棒に束で通すときは、綜統のからまりを防ぐため、必ず縛ってあるものをお使いください。(1 本ずつ通す場合は結構です。)
- ・ 織機の踏み木が緩んだり外れたりした場合は叩く部分に布を当てるか木槌を布で包む等したうえで、木槌で叩いて調整してください。その際、織機を直接叩かぬようお願いします。また、緩み・外れがひどい場合は職員にお知らせください。